議案第19号

大野市心身障害児就学支援委員会設置規則の一部を改正する規則案

令和6年3月26日提出

大野市教育委員会 教育長 久保俊岳

提案理由

名称変更に伴い、所要の改正を行うため

大野市心身障害児就学支援委員会設置規則の一部を改正する規則

大野市心身障害児就学支援委員会設置規則 (昭和49年教育委員会規則第2号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

٧.			
	改正後	改正前	
	大野市教育支援委員会 設置規則	大野市心身障害児就学支援委員会	
		設置規則	

(設置)

第1条 特別支援学校及び特別支援学級に入校・入級させる児童又は生徒(以下「児童生徒という。」)の適正な<u>判断</u>と就学支援を行うため、<u>大野市教育支援委員会</u>(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

- 第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、また次に掲げる事項について調査・支援し、意見具申を行うことができる。
 - (1) (略)
 - (2) 就学猶予児及び免除児の実態の 把握並びに就学猶予・免除の<u>判断</u>
 - (3) (4) (略)

(設置)

第1条 特別支援学校及び特別支援学級に入校・入級させる児童又は生徒(以下「児童生徒という。」)の適正な<u>判定</u>と就学支援を行うため、<u>大野市心身障害児就学支援委員会</u>(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

- 第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、また次に掲げる事項について調査・支援し、意見具申を行うことができる。
 - (1) (略)
 - (2) 就学猶予児及び免除児の実態の 把握並びに就学猶予・免除の<u>判定</u>
 - (3) (4) (略)

(会議)

第6条 (略)

2 委員会は、関係学校に該当者の<u>判</u> 断に必要な資料の提出を求めること ができる。 (会議)

第6条 (略)

2 委員会は、関係学校に該当者の<u>判</u> 定に必要な資料の提出を求めること ができる。

附則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。